

次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 急速に進行する少子化に適切に対応し、全県的な理解と広がりをもって、千葉県次世代育成支援行動計画の推進を図るため、千葉県内の各界関係者の参加により、次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策の協議及び検討に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の推進に関する県民意識の高揚を図ること。
- (4) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 県民会議は、委員40名以内をもって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 県民会議には、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 県民会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 県民会議に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に必要なことは、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、千葉県健康福祉部児童家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

少子化への対応を推進する千葉県民会議設置要綱は、廃止する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議委員名簿

分野	氏名	役職名
行政	相川 堅治	千葉県市長会
マスコミ	赤田 靖英	(株)千葉日報社代表取締役
医療・保健	浅野 薫之	(社)千葉県歯科医師会長
経済	浅野 正幸	(社)日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会
行政	安達 秀子	厚生労働省千葉労働局雇用均等室長
学識経験	渥美 雅子	弁護士
農業	安西 好子	J A千葉女性部協議会会長
経済	市川 由貴子	(社)千葉県経営者協会
教育	伊藤 徳久	全千葉県私立幼稚園連合会副会長
女性青少年	岡本 暁	千葉県子ども会連合会会長
学識経験	小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部准教授
労働	樫田 正子	(社)千葉県労働者福祉協議会次長
福祉	川口 学	千葉県児童福祉施設協議会事務局長
行政	川崎 吉則	千葉県町村会
教育	金子 眞理子	千葉県私学団体連合会副会長
教育	黒岩 絹子	千葉県小学校長会
教育	小池 拓	千葉県中学校長会
女性青少年	河野 元	千葉県青少年相談員連絡協議会長
福祉	小竹 恵子	(財)千葉県民生委員児童委員協議会理事
学識経験	櫻井 慶一	文教大学人間科学部教授
福祉	佐野 公子	千葉県手をつなぐ育成会副会長
福祉	椎名 英夫	千葉県保育協議会副会長
福祉	芝山 鉄之助	千葉県里親会副会長
女性青少年	清水 マサ子	千葉県連合婦人会理事
学識経験	鈴木 眞廣	和光保育園園長
経済	田中 敏	千葉県商工会連合会理事
教育	田村 幸子	千葉県高等学校長協会
労働	辻 徳次郎	日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長
女性青少年	長浜 純	(財)千葉県青少年協会理事長
福祉	早川 恒雄	(福)千葉県社会福祉協議会長【副会長】
住宅	原山 直道	(社)住宅生産団体連合会
医療・保健	藤森 宗徳	(社)千葉県医師会長
学識経験	谷田部 勝男	千葉県県議会議員
経済	柳内 光子	(社)千葉県商工会議所連合会副会長
医療・保健	山木 まさ	(社)千葉県看護協会専務理事
マスコミ	三上 美子	日本放送協会千葉放送局副部長
学識経験	宮本 みち子	放送大学教養学部教授【会長】

50音順・敬称略

千葉県次世代育成支援対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 急速に進行する少子化に適切に対応し、福祉、保健医療、労働、教育、まちづくりなど広い分野にわたる次世代育成支援対策を総合的、かつ、効果的に推進するため、千葉県次世代育成支援対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、推進本部を主宰する。
- 3 副本部長は副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(幹事会)

第4条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康福祉部長をもって充て、幹事会を主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 副幹事長、幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(協力要請)

第6条 本部長は特に必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に推進本部会議への出席及び資料の提出等、協力を要請することができる。

- 2 前項の規定は、幹事長が協力を要請する場合に準用する。この場合、同項中「本部会議」とあるのは「幹事会」とする。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康福祉部児童家庭課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月21日から施行する。
- 2 千葉県少子化対策推進本部設置要綱(平成11年8月31日決定)は、平成17年4月20日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1 千葉県次世代育成支援対策推進本部

区 分	職 名
本 部 長	知 事
副 本 部 長	副 知 事
	総 務 部 長
	総 合 企 画 部 長
	健 康 福 祉 部 長
	環 境 生 活 部 長
	商 工 労 働 部 長
	農 林 水 産 部 長
	県 土 整 備 部 長
	水 道 局 長
	企 業 庁 長
	病 院 局 長
	教 育 長
	警 察 本 部 長

別表2 幹 事 会

幹 事	幹 事 の 所 属 及 び 職 名	
区 分	所 属	職 名
幹事長	健康福祉部	健康福祉部長
副幹事長	健康福祉部	健康福祉部次長
	商工労働部	商工労働部参事
幹 事	総務部	総務課長、学事課長
	総合企画部	政策企画課長、男女共同参画課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長、児童家庭課長
	環境生活部	環境政策課長
	商工労働部	経済政策課長、雇用労働課長
	農林水産部	農林水産政策課長
	県土整備部	県土整備政策課長
	水道局	総務企画課長
	企業庁	企業総務課長
	病院局	経営管理課長
	教育庁	教育総務課長、教育政策課長、指導課長 生涯学習課長
警察本部	警務部警務課長	